平成２１年（フ）第７３２号
滋賀県守山市守山６丁目10番73―201号、前住所滋賀県守山市吉身５丁目７番17―502号、前々住所大津市本堅田２丁目21番９号203
債務者　杉山真由美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３７号
滋賀県栗東市辻279番地108号、前住所滋賀県栗東市川辺228番地５
債務者　西岡　美和
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４５号
大津市御殿浜９番Ｂ―201号
債務者　上田とよみ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５２号
大津市滋賀里１丁目28番25号、前住所大津市藤尾奥町11番45号
債務者　宇島組こと　宇留島則幸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６５号
大津市雄琴北２丁目15番９号
債務者　吉岡　沙織（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７３号
大津市下阪本２丁目16番87号
債務者　植野　実香（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０１７号
広島県大竹市新町２丁目12番３の101号
債務者　木戸口栄子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３４号
広島市安佐北区亀山６丁目35番８号
債務者　平野　志穂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９７号
愛媛県松山市竹原３丁目11番６号
債務者　近藤　えり
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０２号
愛媛県松山市白水台５丁目５番地11
債務者　相原　　譲
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０４号
愛媛県松山市北久米町44番地１、住民票上の住所愛媛県松山市桑原１丁目５番30号　渡辺アパート
債務者　井上　和記
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１１号
愛媛県松山市中村１丁目３番９号　コーポ宝ＮＯ１―206号
債務者　佐々木信幸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
愛媛県松山市朝生田町３丁目９番18号　さつき荘４号、住民票上の住所愛媛県松山市朝生田町３丁目９番18号　サツキ荘４号
債務者　種田　典隆
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４号
高知県高岡郡四万十町琴平町２番４号
債務者　中嶋　良和
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１３５号
高知県高岡郡佐川町甲1065番地33
債務者　西五味公子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１３６号
高知県高岡郡越知町越知甲88番地
債務者　小川　真二
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１３７号
高知県高岡郡佐川町乙1870番地14
債務者　小川　美生
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所須崎支部